

## 相模原市浄化槽清掃補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浄化槽の適正な維持管理を促進するため、浄化槽管理者が負担する浄化槽清掃料金に対する補助金(以下「浄化槽補助金」という。)の交付等について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号、以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する浄化槽をいう。
- (3) 浄化槽 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の総称をいう。
- (4) 浄化槽管理者 法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。
- (5) 浄化槽清掃 法第2条第4号に規定する浄化槽の清掃及び浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の一部引出しをいう。
- (6) 浄化槽清掃事業者 法第2条第9号に規定する浄化槽清掃業者をいう。
- (7) 家庭系浄化槽 居住の用に供する建築物に設置されている浄化槽をいう。
- (8) 事業系浄化槽 家庭系浄化槽以外の浄化槽をいう。

### (補助対象)

第3条 この浄化槽補助金は、城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区(編入前の城山町の区域、津久井町の区域、相模湖町の区域及び藤野町の区域をいう。)の浄化槽管理者(原則として公共施設を除く。)が行う浄化槽清掃に対して、1の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)において、1基の浄化槽につき2回(全ばっ気型にあっては、1の年度において1基の浄化槽につき3回、市長が必要と認める浄化槽にあっては、1の年度において1基の浄化槽につき市長が別に定める回数)に限り交付するものとする。

### (補助基本額及び補助額)

第4条 補助基本額及び補助額は、前条に掲げる浄化槽清掃に対して、別表第1に定める補助基本額及び補助額を適用するものとする。

2 別表第1に定める人槽を超える家庭系浄化槽の補助基本額は、汚水処理料1リ

ットルにつき9.724円と別表第2に定める清掃料の合計額とし、補助額は相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和47年相模原市条例第12号)別表第1の規定により算出した手数料(以下「条例手数料」という。)を補助基本額から控除した額とする。

3 別表第1に定める人槽を超える事業系浄化槽の補助基本額は、汚水処理料1リットルにつき9.724円と別表第2に定める清掃料の合計額とし、補助額は別表第1に定める当該方式の最大人槽の補助額とする。

4 家庭系浄化槽又は事業系浄化槽内に生じた汚泥、スラム等の一部引出しをした場合の補助基本額は、汚水処理料1リットルにつき9.724円と別表第2に定める清掃料の合計額とし、補助額は条例手数料を補助基本額から控除した額とする。ただし、事業系浄化槽に係る補助額は別表第1に定める当該方式の最大人槽の補助額を上限とする。

5 前3項の規定により算出した汚水処理料又は条例手数料に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、次の各号に該当する場合の補助額は別表第3に定めるとおりとする。

- (1) 災害のために市長が必要があると認めるとき。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(交付の申請)

第5条 浄化槽補助金の交付を受けようとする浄化槽管理者(以下「申請者」という。)は、浄化槽清掃事業者を経由して、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認められた場合は、申請者は浄化槽清掃事業者を経由せずに市長へ提出することができるものとする。

- (1) 浄化槽清掃補助金交付申請書(以下「申請書」という。)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 浄化槽清掃事業者は、毎月1日から月末までに実施した浄化槽清掃における前項の交付申請書類を翌月5日までに市長へ提出しなければならない。ただし、市長が必要と認められた場合はこの限りではない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合において、その内容を審査し補助の可否を決定し、交付決定する場合は浄化槽清掃補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合、規則15条に定める額確定の通知は、浄化槽清掃補助金交付決定通知書をもって行うものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により、交付決定通知を受けた申請者は、浄化槽清掃事業者を経由して、次の各号に掲げる書類を市長に提出して、補助金の交付を請求するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、交付決定通知を受けた申請者は浄化槽清掃事業者を経由せずに市長へ提出することができるものとする。

(1) 浄化槽清掃補助金交付請求書(以下「請求書」という。)

(2) 浄化槽清掃補助金交付決定通知書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 請求書の請求日は、補助金の交付決定日とする。ただし、交付決定通知を受けた申請者が第8条に規定する浄化槽補助金の受領を浄化槽清掃事業者に委任するときは、浄化槽清掃事業者が指定する日を請求日とすることができるものとする。

3 浄化槽清掃事業者は、毎月1日から月末までに実施した浄化槽清掃における前項の交付請求書類を翌月15日までに市長へ提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(受領委任)

第8条 浄化槽管理者は、浄化槽補助金の受領を浄化槽清掃事業者に委任するときは、浄化槽清掃補助金受領委任届出書を浄化槽清掃事業者を経由して市長へ提出しなければならない。この場合において、浄化槽管理者は浄化槽清掃事業者に受任の同意を得なければならない。

2 浄化槽清掃事業者は、毎月1日から月末までに実施した浄化槽清掃における前項の受領委任届出書類を翌月15日までに市長へ提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

3 市長は、第1項の委任(以下「受領委任」という。)の円滑な実施を図るため、浄化槽清掃事業者と協定を締結するものとする。

(交付)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による補助金の交付の請求を受けた場合においては、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに当該浄化槽管理者へ補助金を交付するものとする。

2 市長は、受領委任の届出を受けている場合においては、当該浄化槽清掃事業者

が指定する金融機関の預金口座へ口座振替により補助金を交付するものとする。  
(補助金の取消し等)

第10条 市長は、補助金交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金交付の取消し又は既に交付した補助金の金額の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) その他市長が補助の必要がなくなつたと認めたとき。

(実績報告)

第11条 規則第14条に規定する実績報告は、第5条第1項第1号に定める申請書及び第7条第1項第1号に定める請求書(以下「申請書等」という。)により代えることができるものとする。この場合、申請書等の収支予算書の項は収支決算書と読み替えるものとする。

(様式)

第12条 この要綱の規定により使用する書類の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の相模原市浄化槽清掃補助金交付要綱の規定により定められた様式の内紙が残存するときは、当該内紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱及び規則の施行の際現に改正前の相模原市浄化槽清掃補助金交付要綱及び規則の規定により定められた様式の内紙が残存するときは、当該内紙が残存

する間、改正後の規定により定められたものとして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に行われた浄化槽清掃に対する補助基本額及び補助額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に行われた浄化槽清掃に対する補助基本額及び補助額については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

浄化槽清掃補助額定額表

方式	人槽	総容量 (リットル)	補助基本額	家庭系		事業系		
				補助額	市民負担額	補助額	事業者負担額	
合併処理浄化槽	嫌気ろ床接触ばっ気型	5	2,800	33,400	16,300	17,100	10,800	22,600
		6	3,480	41,200	19,900	21,300	13,100	28,100
		7	4,160	47,800	22,300	25,500	14,200	33,600
		8	4,840	54,400	24,700	29,700	15,300	39,100
		10	6,200	68,700	30,700	38,000	18,600	50,100
		12	7,560	83,100	36,900	46,200	22,200	60,900
		15	9,600	102,900	44,200	58,700	25,500	77,400
		20	13,000	136,000	56,400	79,600	31,100	104,900
	性能評価(コンパクト)型	5	2,060	26,200	13,500	12,700	9,400	16,800
		6	2,440	29,900	15,000	14,900	10,200	19,700
		7	2,820	33,600	16,300	17,300	10,700	22,900
		8	3,160	38,100	18,800	19,300	12,600	25,500
		10	3,950	45,800	21,600	24,200	13,900	31,900
		14	5,610	63,000	28,700	34,300	17,800	45,200

高度処理型	18	6,570	72,300	32,100	40,200	19,300	53,000
	21	7,440	81,900	36,400	45,500	21,900	60,000
	5	2,890	34,300	16,500	17,800	10,900	23,400
	6	3,250	39,000	19,000	20,000	12,700	26,300
	7	3,620	42,600	20,400	22,200	13,400	29,200
	8	4,100	47,200	22,200	25,000	14,200	33,000
	10	5,060	57,700	26,700	31,000	16,900	40,800
	14	7,420	81,700	36,200	45,500	21,700	60,000
	18	9,110	98,100	42,300	55,800	24,500	73,600
	21	10,870	115,200	48,800	66,400	27,700	87,500

単独処理浄化槽	腐敗タンク型	5	1,500	20,700	11,500	9,200	8,600	12,100
		6	1,600	21,700	11,800	9,900	8,700	13,000
		7	1,700	22,700	12,200	10,500	8,800	13,900
		8	1,800	23,700	12,700	11,000	9,200	14,500
		10	2,000	25,600	13,300	12,300	9,400	16,200
		12	2,200	27,500	13,900	13,600	9,600	17,900
		15	2,500	30,500	15,100	15,400	10,200	20,300
		20	3,000	35,300	16,900	18,400	11,000	24,300
	全ばっ気型	5	750	11,800	7,200	4,600	5,800	6,000
		6	800	12,300	7,300	5,000	5,700	6,600
		7	850	12,800	7,600	5,200	5,900	6,900
		8	900	13,300	7,800	5,500	6,100	7,200
		10	1,000	14,300	8,200	6,100	6,200	8,100
		12	1,100	16,800	10,000	6,800	7,900	8,900
		15	1,250	18,300	10,600	7,700	8,200	10,100
		20	1,500	20,700	11,500	9,200	8,600	12,100
	分離接触ばっ気型	5	1,150	17,300	10,300	7,000	8,100	9,200
		6	1,300	18,800	10,700	8,100	8,100	10,700
		7	1,420	20,000	11,200	8,800	8,400	11,600

分離ばっ 気型	8	1,600	21,700	11,800	9,900	8,700	13,000
	10	1,810	23,800	12,600	11,200	9,100	14,700
	12	2,110	26,700	13,800	12,900	9,600	17,100
	15	2,560	31,000	15,200	15,800	10,200	20,800
	20	3,260	39,100	19,100	20,000	12,800	26,300
	5	1,390	19,700	11,200	8,500	8,400	11,300
	6	1,550	21,200	11,600	9,600	8,500	12,700
	7	1,750	23,200	12,500	10,700	9,000	14,200
	8	1,950	25,100	13,000	12,100	9,200	15,900
	10	2,290	28,400	14,400	14,000	9,900	18,500
	12	2,610	31,500	15,500	16,000	10,400	21,100
	15	3,100	37,500	18,400	19,100	12,300	25,200
	20	3,980	46,100	21,700	24,400	14,000	32,100

別表第2(第4条関係)

収集量	清掃料
1,000リットル以下	4,600円
1,001リットル以上3,000リットル以下	6,200円
3,001リットル以上5,000リットル以下	7,400円
5,001リットル以上7,000リットル以下	8,500円
7,001リットル以上	9,600円

別表第3(第4条関係)

適用条項等	補助額
第4条第6項第1号	補助基本額全額又はその都度状況を調査して決定する額
第4条第6項第2号及び第3号	生活保護法の規定による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 補助基本額全額

	に関する法律の規定による支援給 付を受けている者が浄化槽を使用 しているとき。	
第4条第6項第4号		補助基本額全額又は その都度状況を調査 して決定する額